

# 青森県報

第三千三百六十二号

平成二十三年

三月十四日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(健康福祉課) …… 一
生活保護法による医療機関の指定……………	(同) …… 一
生活保護法による指定医療機関の所在地及び事業所の所在地変更の届出……………	(同) …… 二
生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の名称及び所在地変更の届出……………	(同) …… 二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の所在地及び事業所の所在地変更の届出……………	(同) …… 二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護支援事業所の名称及び所在地変更の届出……………	(同) …… 三
県営住宅及び特定公共賃貸住宅に係る家賃等の収納事務の委託……………	(建築住宅課) …… 三
青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………	(会計管理課) …… 三
公 告	
建設業者の許可の取消し……………	(中南地域) …… 三
右 同……………	(県民局) …… 三
出先機関	(同) …… 四

土地改良区の清算人の退任……………

(東青地域) …… 四

公安委員会

更新時講習業務委託契約に係る一般競争入札…………… (会計課) …… 四

更新時講習用教本供給単価契約に係る一般競争入札…………… (同) …… 五

正 誤

平成二十二年十月十二日定例告示中…………… (健康福祉課) …… 七

## 告 示

青森県告示第二百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
すずき小児科内科クリニク	三沢市下久保三丁目六の七	平成三・二

青森県告示第二百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
医療法人賢心会すずき小児科内科クリニック	三沢市下久保一丁目一の六	平成三・三・二

青森県告示第二百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から所在地及び事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年三月十四日

青森県知事 三村 申 吾

変更後	変更前	区分		変更年月日
		名称	主たる事務所の所在地	
医療法人仁泉会	医療法人仁泉会	八戸市大字尻内町字直田八	八戸市大字尻内町字直田八	平成三・三・二〇
八戸市大字河原木字八太郎一〇の八一	八戸市大字尻内町字直田八	訪問看護ステーションえが	訪問看護ステーションえが	平成三・三・二一
七	七	十和田市西十二番町二の二	十和田市稲生町一三の七	平成三・三・二〇

青森県告示第二百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年三月十四日

青森県知事 三村 申 吾

変更後	変更前	区分		変更年月日
		名称	主たる事務所の所在地	
株式会社まごころ	株式会社まごころ	五所川原市大字稲実字稲葉四九の一	五所川原市大字稲実字稲葉四九の一	平成三・三・二一
居宅介護支援事業所まごころ	居宅介護支援事業所まごころ	五所川原市大字唐笠柳字藤七	五所川原市大字唐笠柳字藤七	平成三・三・二一

青森県告示第二百三十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から所在地及び事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年三月十四日

青森県知事 三村 申 吾

変更後	変更前	区分		変更年月日
		名称	主たる事務所の所在地	
医療法人仁泉会	医療法人仁泉会	八戸市大字尻内町字直田八	八戸市大字尻内町字直田八	平成三・三・二〇
訪問看護ステーションえが	訪問看護ステーションえが	十和田市西十二番町二の二	十和田市稲生町一三の七	平成三・三・二一

変更後	変更前
泉会	医療法人仁
山一〇の八一	八戸市大字八 内町字直田八
お	訪問看護ステ ーションえが
七	十和田市西十 二番町二の二
	三・二・一

青森県告示第二百三十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分
株式会社まごころ	株式会社まごころ	居宅介護支援事業者
五所川原市大字稲実字稲葉四九の一	五所川原市大字稲実字稲葉四九の一	主たる事務所の所在地
介護サービスまごころ	居宅介護支援事業所まごころ	名称
五所川原市大字唐笠柳字藤巻四七八の一	五所川原市大字稲実字稲葉四九の一	所在地
平成三二・一		変更年月日

青森県告示第二百三十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、平成二十三年三月四日から平成二十三年三月三十一日までの間における県営住宅に係る家賃及び駐車場の使用料並びに特定公共賃貸住宅に係る家賃

及び駐車場の使用料の滞納家賃等の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	住所
ニッテレ債権回収株式会社	東京都港区芝浦三丁目一六の二〇

青森県告示第二百三十三号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

「 県庁支店県病出張所」	青森市東造道三丁目	及び
「 八戸支店八戸市民病院出張所」	八戸市南類家一丁目	を削る。

# 公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社前山組
- 二 代表者の氏名 前山 武一
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字中畑字旭岡三四
- 四 許可番号 青森県知事許可(特 一七)第四二〇四号
- 五 取消年月日 平成二十三年二月八日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
造園工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成十九年八月十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社富士建材
- 二 代表者の氏名 田中 周一
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字根城字西ノ沢三六
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第三〇〇四五二号
- 五 取消年月日 平成二十三年二月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築、大工、屋根、タイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十三年二月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の清算人の退任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、解散した青森南部土地改良区から、次のとおり清算人の退任の届出があったので、同法第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により公告する。

平成二十三年三月十四日

東青地域県民局長 小田 桐 文 彦

氏 名	住 所	退任の年月日
川村 輝美	青森市大字八ツ役字芦谷一六一	平成三・三・一
長崎 敏昭	大字大野字若宮五六の一	" "
手塚 憲一	大字浪館字平岡一三三三	" "
工藤 武一	大字大野字若宮三八	" "
木村 誠蔵	大字荒川字筒井二六二の二	" "

公 安 委 員 会

更新時講習業務委託契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十三年三月十四日

青森県警察本部長 寺 島 喜代次

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる業務の委託  
更新時講習業務

二 委託期間

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

三 業務内容及び履行場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十三年一月五日青森県警察本部長告示第一号（役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格）の一の規定により、更新時講習業務についてAの等級に格付けされた者であること。

3 法人であり、青森県内に活動拠点となる主たる事業所があること。

4 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部 会計課用度係

電話 〇一七 七二三 四二一一（内線二二四四）

2 入札書の提出期限

平成二十三年三月二十五日 午後二時

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部 三階第一会議室

平成二十三年三月二十五日 午後四時

六 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条第一項第二号の規定により免除とする。

七 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

八 契約書の取り交わし時期

平成二十三年四月一日  
落札者の決定方法

九 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。

十 その他

1 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は当該資格を偽って参加した者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

2 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札手続の停止等

平成二十三年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。

~~~~~

更新時講習用教本供給単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十三年三月十四日

青森県警察本部長 寺 島 喜代次

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入

二 更新時講習用教本 年間予定数量 一六八、五〇〇冊

供給期間 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

三 供給場所

入札説明書による。

## 四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十年六月三十日青森県告示第五百十号（物品等の競争入札参加資格）、平成二十一年三月二十七日青森県告示第九十九号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十二年二月二十六日青森県告示第百号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、図書の販売についてA又はBの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

## 五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先  
青森市新町二丁目三の一  
青森県警察本部 会計課用度係

電話 〇一七 七二三 四二一一（内線二二四四）

2 入札書の提出期限

平成二十三年三月二十五日 午後二時

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一  
青森県警察本部 三階第一会議室

平成二十三年三月二十五日 午後四時三十分

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項  
免除とする。

七 契約書の取り交わし時期  
平成二十三年四月一日

八 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

九 その他

1 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は当該資格を偽って参加した者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## 2 入札書の記載方法

入札書には、一冊あたりの単価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札手続の停止等

平成二十三年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。

|                                                                                                                                                        |               |                              |                     |                                                                                                                                                        |               |                              |                     |   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|------------------------------|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|------------------------------|---------------------|---|
| 平成三〇・二二<br>第三〇〇号                                                                                                                                       |               | 発行年月日<br>番号                  |                     |                                                                                                                                                        |               |                              |                     |   |
| 告<br>示                                                                                                                                                 |               | 区<br>分                       |                     |                                                                                                                                                        |               |                              |                     |   |
| 第六七四号                                                                                                                                                  | 第六六九号         | 番<br>号                       |                     |                                                                                                                                                        |               |                              |                     |   |
| 四                                                                                                                                                      | 二             | ペ<br>ー<br>ジ                  |                     |                                                                                                                                                        |               |                              |                     |   |
| 上                                                                                                                                                      | 下             | 段                            |                     |                                                                                                                                                        |               |                              |                     |   |
| 表中                                                                                                                                                     | 表中            | 行                            |                     |                                                                                                                                                        |               |                              |                     |   |
| <table border="1"> <tr><td>ま株式会社<br/>ごころ社</td></tr> <tr><td>五所市実市<br/>川字大所<br/>稲字川<br/>一葉稲原</td></tr> <tr><td>ま株式会社<br/>ごころ社</td></tr> </table>        | ま株式会社<br>ごころ社 | 五所市実市<br>川字大所<br>稲字川<br>一葉稲原 | ま株式会社<br>ごころ社       | <table border="1"> <tr><td>ま株式会社<br/>ごころ社</td></tr> <tr><td>五所市実市<br/>川字大所<br/>稲字川<br/>一葉稲原</td></tr> <tr><td>ま株式会社<br/>ごころ社</td></tr> </table>        | ま株式会社<br>ごころ社 | 五所市実市<br>川字大所<br>稲字川<br>一葉稲原 | ま株式会社<br>ごころ社       | 誤 |
| ま株式会社<br>ごころ社                                                                                                                                          |               |                              |                     |                                                                                                                                                        |               |                              |                     |   |
| 五所市実市<br>川字大所<br>稲字川<br>一葉稲原                                                                                                                           |               |                              |                     |                                                                                                                                                        |               |                              |                     |   |
| ま株式会社<br>ごころ社                                                                                                                                          |               |                              |                     |                                                                                                                                                        |               |                              |                     |   |
| ま株式会社<br>ごころ社                                                                                                                                          |               |                              |                     |                                                                                                                                                        |               |                              |                     |   |
| 五所市実市<br>川字大所<br>稲字川<br>一葉稲原                                                                                                                           |               |                              |                     |                                                                                                                                                        |               |                              |                     |   |
| ま株式会社<br>ごころ社                                                                                                                                          |               |                              |                     |                                                                                                                                                        |               |                              |                     |   |
| <table border="1"> <tr><td>ま株式会社<br/>ごころ社</td></tr> <tr><td>五所市実市<br/>川字大所<br/>稲字川<br/>一葉稲原</td></tr> <tr><td>居宅介護<br/>事業所<br/>まごころ</td></tr> </table> | ま株式会社<br>ごころ社 | 五所市実市<br>川字大所<br>稲字川<br>一葉稲原 | 居宅介護<br>事業所<br>まごころ | <table border="1"> <tr><td>ま株式会社<br/>ごころ社</td></tr> <tr><td>五所市実市<br/>川字大所<br/>稲字川<br/>一葉稲原</td></tr> <tr><td>居宅介護<br/>事業所<br/>まごころ</td></tr> </table> | ま株式会社<br>ごころ社 | 五所市実市<br>川字大所<br>稲字川<br>一葉稲原 | 居宅介護<br>事業所<br>まごころ | 正 |
| ま株式会社<br>ごころ社                                                                                                                                          |               |                              |                     |                                                                                                                                                        |               |                              |                     |   |
| 五所市実市<br>川字大所<br>稲字川<br>一葉稲原                                                                                                                           |               |                              |                     |                                                                                                                                                        |               |                              |                     |   |
| 居宅介護<br>事業所<br>まごころ                                                                                                                                    |               |                              |                     |                                                                                                                                                        |               |                              |                     |   |
| ま株式会社<br>ごころ社                                                                                                                                          |               |                              |                     |                                                                                                                                                        |               |                              |                     |   |
| 五所市実市<br>川字大所<br>稲字川<br>一葉稲原                                                                                                                           |               |                              |                     |                                                                                                                                                        |               |                              |                     |   |
| 居宅介護<br>事業所<br>まごころ                                                                                                                                    |               |                              |                     |                                                                                                                                                        |               |                              |                     |   |

正  
誤

健康福祉政策課

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭